

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名

(1)株式会社 ベストコンサルタント 豊見城市字根差部 4 3 2 1F
76001243 代表者 冨保 剛

2 指名停止措置期間

令和 8 年 3 月 28 日 ~ 令和 8 年 4 月 27 日 (1か月間)

3 指名停止措置の範囲

沖縄県が発注する全ての建設工事等 (下請けを含む)

4 事実概要

(株) ベストコンサルタントが受注した中部農林土木事務所発注の「瀬名波地区実施設計業務(R4)」における現地調査等において、設計に反映すべき重要な現地確認点を見誤るなど、不十分な調査内容であった事が、工事発注後に発覚し、関係する工事において設計修正等が生じ、工事工期の遅延など、工事工程全体への影響を及ぼした。

5 指名停止措置理由

本件においては、「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」別表第1第2号に該当する。

「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」
別表第1 (抜粋)

措 置 要 件	期 間
(過失による粗雑工事) 2 県発注工事の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき (契約不適合が軽微であると認められるときを除く。)	当該認定をした日から 1か月以上6か月以内